

つくば市入札監視委員会
令和5年度第1回定例会議 審議概要

| | | |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 開催日時 | 令和5年(2023年)8月10日(木) 14:00～17:30 | |
| 及び場所 | つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B | |
| 出席委員 | 委員長 星野 豊 (大学教授) 池田 鉄哉 (国立研究所職員) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 大和田 幹夫 (元地方公務員) 中山 正美 (税理士) 前田 聡 (大学教授) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div> | |
| 審議対象期間 | 令和4年(2022年)10月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日 | |
| 審議案件総数 | 7件 | |
| 建設工事 | 3件 | (一般競争:2件、随意契約:1件) |
| 測量・建設コンサルタント | 2件 | (一般競争:2件) |
| 業務・物品等調達 | 2件 | (一般競争:2件) |
| 委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等 | 意見・質問 別紙のとおり | 回答 別紙のとおり |
| 委員会による 建議の内容 | 特になし | |
| その他 | 次回会議(令和6年1月又は2月予定)の審議事案抽出当番委員は、前田委員とする。 | |

【事案1】 4市単豊里ゆかりの森キャビン外改修工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

| | |
|------|-------------------|
| 開札日 | 令和4年(2022年)10月25日 |
| 主管課 | 経済部豊里ゆかりの森 |
| 種別 | 建築一式工事 |
| 応札者数 | 1者(参加申請:1者) |
| 予定価格 | 11,410,000円(税抜き) |
| 落札額 | 11,410,000円(税抜き) |
| 落札率 | 100.00% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加可能予定者を22者想定されている中で、なぜ1者しか応札がなかったのか。 | 工事の施工時期が冬期に限定される都合上、発注時期が遅くなったため、手持ち工事等の理由から、実際には想定より参加可能業者が少なかったと考えられる。 |
| 特殊な工事だったのか。 | 特殊な工事ではない。 |
| 今回のような入札時期が遅くなったり、発注件数が多くなると、予定価格での落札や応札が無いというケースも出てきそうだが、その点は何か工夫はあるか。 | つくば市入札制度運用方針に基づき、参加可能業者が20者以上となるよう条件を設定している。応札者が確保できないと想定される場合は、格付基準点や地域要件等を拡大する等は可能である。 |
| 電子入札の際、設計図書等を、何者がダウンロードしたのかわかるのか。 | わからない。 |
| ランダム係数とは、どのように使用されてるのか。 | ランダム係数とは、最低制限価格を決定する際に、掛ける係数のことである。 1.0000から1.0400の間で81通りあり、当日くじ引きによりその係数を決定し、その係数を最低制限基本価格に掛けて最低制限価格を当日に決定している。 |
| 工事は完了しているのか。 | 問題なく完了し、検査にも合格している。 |

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 4市起特環第17号上広岡北地区下水管布設工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

| | |
|------|------------------------------------------------|
| 開札日 | 第1回:令和4年(2022年)11月16日 第2回:令和4年(2022年)11月22日 |
| 主管課 | 上下水道局下水道工務課 |
| 種別 | 土木一式工事 |
| 応札者数 | 第1回:14者(参加申請:15者) 第2回:9者(参加申請:12者) |
| 予定価格 | 8,610,000円(税抜き) |
| 落札額 | 7,936,000円(税抜き) |
| 落札率 | 92.17% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再度入札だが、2回目はランダム係数を掛けなかったのか。 | 1回目と同じランダム係数を掛けている。 |
| 2回目のランダム係数が1回目と同じということは、公表されているのか。 | 再度入札の通知の際に伝えている。 |
| なぜ2回目のランダム係数を変更しないのか。 | 契約規則で、再度入札は条件を変えずに行うと定めているため。 |
| くじ引きについて説明してほしい。 | 電子入札システムの電子くじにより実施している。応札者は入札金額を入力する際に、任意の3桁のくじ番号を入力する。全く対象者が入力した数字の合計を、くじの対象者数で割り、出た余りの数と、応札順序が一致した入札者が当選となる。なお、応札順序は、全く対象者に対し、到着順に0番から割り当てられる。 |
| 入札の到着状況は、応札者はわかるのか。 | わからない。 |
| くじ引きの計算方法は公表されているのか。 | 公表されている。 |
| 談合をしようと思えば、くじ結果を操作することは可能と考えられるが、どのようにお考えか。 | 一般競争入札であり、参加者が不特定多数であること。また、約20者～30者程度応札者があり、順番を何秒単位までを調整するのは不可能だと考える。 |
| 工事の内容としてはこれは一般的な下水管工事なのか。特殊なもの何かあったのか。 | ごく一般的な工事である。 |

| | |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>応札者数は、いつも同じくらいなのか。</p> | <p>本事案は規模が小さい工事のため、応札者が少なく1回目に行った入札では不調になった。再度公告を行った入札では格付基準点を緩和したことで、全体で15者の参加があった。</p> |
| <p>入札無効の基準を教えてください。</p> | <p>同日の前の開札で落札候補となった者の入札は無効となる。また同日、本事案の後の開札で落札候補となった者は、後日行われる再度入札の資格がなく無効となる。</p> |
| <p>工事の内容としては、下水道の認可区域本管から区域の中に延ばす工事なのか。</p> | <p>上広岡北地区は、大分前に下水道工事は終了しており、供用開始もしているが、下水道管が入っていない道路に、住宅の建設の予定が発生し、それに合わせて下水道管本管工事を行う工事である。</p> |
| <p>宅内はその家の個人が、工事をするのか。</p> | <p>その通りである。</p> |
| <p>同様の工事は他にもあるか。</p> | <p>年に数件、こういった管延長という工事が発生している。</p> |
| <p>入札参加資格の格付け基準点650点未満という条件は、ずっと同じだったのか。</p> | <p>つくば市の入札制度運用方針の中で、基本この予定価格の場合は650点未満という定めがある。当初入札は方針通りに条件を設定したが、参加者がおらず不調になったため、今回は格付基準点を800点未満まで拡大した。</p> |
| <p>入札参加資格の格付け基準点650点未満という条件は、今後も変わらないのか。</p> | <p>基本的にはこの入札制度運用方針に則り、予定価格に合わせた格付基準点を条件としていく。ただ不調になった場合等はその都度、条件を変えて、再度の公告を行っていく。</p> |
| <p>落札制限は、つくば市だけの運用なのか。</p> | <p>つくば市入札制度運用方針でつくば市独自で定めている。</p> |
| <p>落札制限を採用している市町村は、県内では少数派なのか、多数派なのか。</p> | <p>調査していないため、わかりかねる。</p> |
| <p></p> | <p></p> |
| <p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> | |

【事案3】 4-5市単桜保健センター空調設備改修工事

《 随意契約 》

| | |
|------|------------------|
| 見積期日 | 令和5年(2023年)1月31日 |
| 主管課 | 保健部健康増進課 |
| 種別 | 管工事 |
| 見積者数 | 6者(ほか1者辞退) |
| 予定価格 | 21,650,000円(税抜き) |
| 見積金額 | 17,800,000円(税抜き) |
| 比率 | 82.22% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1回目の随意契約の際、辞退が多いが、業者にとって見合わない契約だったのか。 | 設計が、メーカーの実質価格と乖離があったことが理由と考えられる。 |
| 当初の予定価格はいくらだったのか。 | 17,100,000円(税抜き)。 |
| なぜ落札業者だけが、当初の予定価格程度の金額で見積を提出できたのか。 | 同種工事の実績が多数あり、機器メーカーとの取引実績も多数あったことが理由として考えられる。 |
| 予定価格はどのように積算したのか。 | 国土交通省及び茨城県が定めている積算基準、労務単価等や一部見積により積算した。 |
| 入札で不調になり、随意契約をしているが、本来なら再度入札にかけべきではないのか。 | 本来であれば、再度公告して入札の手続きとなるが、今回は、夏までに、エアコンの設置を間に合わせる必要があり、入札では間に合わないため随意契約とした。 |
| 時間のかかる工事なのか。 | 機器が特注であり、メーカーでの製作に時間を要するため、約5か月の工期を見込んでいた。 |
| 当初の公告が遅かったのではないのか。 | 急遽故障したため、予算措置をした上での発注となり、この時期になった。 |
| 最終的に、1回目の予定価格程度の金額で決定しているが、2回目の予定価格は適正であったのか。 | 2回目の予定価格は適正で、実勢価格に近いと考えている。 |

| | |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>受注者は1回目の随意契約では見積を提出していないのはなぜか。</p> | <p>1回目の随意契約では施工場所である桜地区に限定をして業者を選定したため、谷田部地区に本社のある受注者は選定していなかった。1回目で辞退者が多かったため、今回は隣接した谷田部地区及び筑波地区にも拡大をし業者を選定したからである。</p> |
| <p>工事は完了したのか。</p> | <p>令和5年7月19日に完了検査が終わり、エアコンも現在順調に動いている。</p> |
| <p>予定価格を変更した際、条件や設計の考え方を変えたのか。</p> | <p>1回目の入札及び見積合わせが不調となった後、事業者ヒアリングを行い、設備の単価を実勢価格に見直した。それに合わせて他の諸経費等も上がっている。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| <p>《評価》 この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。</p> | |

【事案4】 4-5国債(仮称)中根・金田台地区小学校校舎建設基本・実施設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

| | |
|------|-------------------------|
| 開札日 | 令和4年(2022年)10月18日 |
| 主管課 | 教育局教育施設課 |
| 種別 | 測量・コンサルタント(建築関係コンサルタント) |
| 応札者数 | 13者(参加申請:13者) |
| 予定価格 | 203,300,000円(税抜き) |
| 落札額 | 159,600,000円(税抜き) |
| 落札率 | 78.50% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 予定価格が2億円程度の、同種の規模の発注はよくあるのか。 | 設計業務の額としてはかなり高額な方である。同種事業としては、今年度開校した研究学園小学校中学校、香取台小学校の設計業務があった。 |
| 地域によっては、大規模な学校を建設し、スクールバスで登下校させる方向へ転換していると聞か、つくば市の場合はどうなのか。 | 他市町村では、そういった統合という形が多いと聞いている。つくば市に関しては、TX沿線はまだまだ児童数が増加しており、TX沿線の学校は増築等の対応をしている。 |
| 最低制限基本価格は予定価格に比して、かなり低い。理由や妥当性について知りたい。 | 最低制限基本価格の算出は、国の中央公契連が示す最新のモデルを使用しており、問題ないと考えている。 |
| 設計業務の費用は、ほとんどが人件費なのか。業者によって金額に幅が出るように推測するが、実際にはどうなのか。 | 設計、地質調査、測量の委託業務の費用の大部分は、人件費が主である。 |
| 予定価格の積算はどのように行ったのか。 | 国交省の基準があり、官庁施設の設計業務委託業務等積算基準に基づいて算出している。 |
| 今回の学校用地は、土地が特殊な形状であったり、設計業務を行う上で難しい内容があったのか。 | 開発区域内の土地で特殊な形状をしているわけではなく、それほど難しい部分はない。 |
| 今回は小学校の建設だが、中学校に関しては別なのか。 | そうである。 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中学校は別で建てているケースが多いのか。</p> | <p>現在つくば市で併設校は2ヶ所あり、小学校中学校同時に作っている。本事案の中根金田台地区の小学校に関しては、中学校の方がまだ生徒数に余裕があるため、まずは小学校を建設することになった。</p> |
| <p>全国的にみると、新設の大規模な中学にも関わらず、生徒が少ないところがあるが、今回の中学校の土地は使われない恐れ等はないのか。</p> | <p>中根金田台地区はTXの開発エリアであり、学校用地として予定されていた。 中学校は、現在、同地区に桜中学校があるが、桜中学校の敷地が、文化財の指定区域になっているため改築ができない。そのため桜中学校が老朽化した際には、中根金田台地区に新設する計画である。</p> |
| <p>本事案は業務が完了していないが、対象事案として抽出されるのはなぜか。</p> | <p>本会議の目的が入札及び契約手続の評価であり、今回抽出案件の対象となっているものが、令和4年度下半期に契約締結したものであるため。</p> |
| | |
| | |
| | |
| <p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> | |

【事案5】 4市単緊道委第11号-2上河原崎西環状線及び上河原崎東環状線土地評価業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

| | |
|------|-------------------|
| 開札日 | 令和5年(2023年)3月3日 |
| 主管課 | 建設部都市計画道路整備推進室 |
| 種別 | 測量・コンサルタント(不動産鑑定) |
| 応札者数 | 4者(参加申請:4者) |
| 予定価格 | 3,950,000円(税抜き) |
| 落札額 | 2,410,000円(税抜き) |
| 落札率 | 61.01% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 測量コンサル(不動産鑑定)の案件のため、積算された予定価格の主な費用は人件費と考えてよいか。 | お見込みの通りである。 |
| このような業務は、専門家を外注するのか、専門家が社内にいる方が多いのか、どちらか。 | 社内にいる方が多いと考える。 |
| 落札率が約60%だが、予定価格のどの部分を削って入札しているのか。 | 基本的には諸経費であると考える。 |
| このような業務は、道路設計が決まって、こういう形状で買収になると決まってから土地評価を発注するのか。 | 設計が終わり、用地測量も終わり、土地の形状が決まってから発注している。 |
| 同様の業務の発注はつくば市では多いのか。 | 道路として新規路線の整備を行わない限りは発注はない。昨年度は発注がなかった。 |
| 施工場所は上河原崎地区の開発区域の中であるのか。 | 環状線は、区画整理地内と、一部調整区域を通っている。区画整理地内は区画整理事業者が施工するが、調整区域は区画整理では実施しないため、道路事業として整備している。 |
| 業者は予定価格よりも、最低制限価格に注目しているのか。 | どちらも必要だと考える。上限と下限の数字であるため。 |

| | |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>予定価格と最低制限基本価格をどちらを先に決めているのか。</p> | <p>予定価格を算出して、最低制限基本価格を算出している。</p> |
| <p>予定価格は外部の積算を参考にしているが、市が考えている価格よりも高くなる可能性はないのか。</p> | <p>茨城県土木部の定める積算基準をもとに算出しており、適正価格だと考える。</p> |
| <p>3月17日に、通知に基づいて、賃金水準を引き上げるために変更契約を行っているが、通知の内容を知りたい。</p> | <p>3月1日から労務費の単価が改正になり、3月以降契約になる案件で、その単価を採用してないものについては、受託者が希望する場合、変更契約するように努めるよう国からの通知である。</p> |
| <p>変更契約を想定していた入札業者はいるのか。</p> | <p>ここ数年はこの時期に同様の通知が来ているため、わかりかねる。ただ、変更契約の有無については、公表しておらず、入札参加者は公平な立場で入札を行っている。</p> |
| <p>このような変更契約は業者にとってはボーナスがもらえるようなものか。</p> | <p>そのような性質のものではなく、人件費が高騰していることに対し、単価が追いついていくという認識である。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| <p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> | |

【事案6】 4国補移動販売車位置情報等提供業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

| | |
|------|----------------------|
| 開札日 | 令和4年(2022年)10月25日 |
| 主管課 | 政策イノベーション部スマートシティ戦略課 |
| 種別 | 物品・役務(その他) |
| 応札者数 | 1者(参加業者:1者) |
| 予定価格 | 4,543,240円(税抜き) |
| 落札額 | 1,047,040円(税抜き) |
| 落札率 | 23.05% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 最低制限価格は設けていなかったということか。 | その通りである。 |
| 毎年行われているのか、それとも何年かに1回行うものか。 | 今回が初めての業務である。 |
| 積算した予定価格と比べて、落札額に大幅な差が出たことは、予測外だったのか。 | 3者から参考見積りを徴取り積算したが、参考見積りにも差があった。 |
| 今回初めての発注であるが、次回、似た業務を発注する際は、予定価格が下がることになるのか。 | 現在デジタル田園都市国家構想で、各地で公共交通機関をはじめとするロケーションシステムが普及し始めている。その技術を応用し、価格が下がっていく可能性はあるかもしれない。 |
| 情報セキュリティの問題はあるか。 | むしろオープンにしているデータであり、センシティブなデータではない。 |
| 位置情報の精度等が価格に反映することはあるのか。 | 位置情報については、スマートフォン並みのものであり、大きな差は出てこない。 |
| 移動販売車の方の情報発信整備も同時に並行してやらないと、他のロケーションシステムだけ作ったとしても、反映されない業者がいたり問題があるかと考えるが、そちらは別の業務なのか。 | 今回の業務内容は、アプリケーションに表示する前に、データ連携基盤というシステム基盤の中にその位置情報を入れる作業であり、その先の表示は別の業務である。 |

| | |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 別にかかる費用はどれぐらいなのか。 | 現在つくスマというアプリケーションがあり、その機能追加として入れるため、コストはそこまでかからない。 |
| つくスマを制作している事業者と落札者に関係はあるのか。 | 事業者同士の関係はない。 |
| すでにアプリを提供している事業者に頼むという選択肢はなかったのか。 | 事業者によって、強みが違うため、一般競争入札とした。 |
| 全国的にみても珍しい業種なのか。 | 市内の登録事業者の中から、ソフトウェア開発や同種の業者をピックアップしたところ、23者であった。 |
| 参加可能業者はこれから先は増えそうか、それとも減りそうか。 | 今後どうなるかは、わかりかねる。 |
| 環境整備費とはどういったものか。 | 位置情報のデータをシステム基盤に送るための環境整備になる。 |
| 最低制限価格を設けていないが、最低制限価格を設定する基準を教えてください。 | 役務業務の最低制限価格に関しては、要領により、除草、植栽の維持管理、清掃等、施設の維持管理業務に導入している。 |
| 3者に参考見積を取った中で、他の2者が応札されなかった理由はどういったものが考えられるか。 | 事業説明をして参考見積を徴取した際は前向きであったため、参加するものと考えていた。参加しなかった理由等については、確認しきれていない。 |
| 落札者は、当初に出していた参考見積の金額と落札価格に差があったのか。 | 差はあまりなかった。 |
| 何年契約か。 | 単年度でシステム構築のため、単年度契約である。 |
| <p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> | |

【事案7】 5-7大穂保育所外20所機械警備業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

| | |
|------|------------------|
| 開札日 | 令和5年(2023年)2月28日 |
| 主管課 | こども部こども育成課 |
| 種別 | 物品・役務(その他) |
| 応札者数 | 5者(参加業者:5者) |
| 予定価格 | 15,120,000円(税抜き) |
| 落札額 | 3,024,000円(税抜き) |
| 落札率 | 20.00% |

| 質問・意見 | 回答・説明 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設計金額の大半は警備員の人件費なのか。 | 主に人件費である。 |
| なぜ最低価格を設けないのか。設けることはできないのか。 | 最低制限価格を設定する業務が定まっており、警備業務は設定しないため。 今後、警備業務にも設定するよう要領を改正することで設定することは可能である。 |
| 警備業務の内容は、人が監視しているのか、機械監視のどちらか。 | 機械監視である。 |
| どこに常駐し、どのように監視しているのか。 | 受託者の事業所もしくは待機所に常駐し、監視している。本件の落札者は、つくば市東岡に待機場がある。 各保育所に赤外線センサー等の機械を設置しており、異常発報した際に、その保育所まで状況確認に向く体制の警備になっている。 |
| 何年契約か。 | 3年契約である。 |
| 機器の入替え時にコストはどの程度かかるのか。 | 1施設、業者にもよるが、撤去及び設置に、2万円から5万円の費用が発生する。 |
| 3年前の落札額は幾らだったのか。 | 今回初めて入札で発注した。 |
| 過去の随意契約ではどのぐらいの金額だったのか。 | 1施設当たり約17万円。 今回は1施設当たりに換算すると約5万2,000円。 |

| | |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 過去の随意契約も同じような業務内容だったのか。 | 業務内容は同じである。 |
| 落札者は前回も随意契約をしていたのか。 | 保育所1か所ずつ随意契約をしていた。市内保育所24か所を3者の事業者へ委託しており、落札者にも委託していた。 |
| 警備の対象が施設とあるが、庭等も含まれているのか。 | 建物内のみである。 |
| 過去の出勤実績の件数及び内容はどうか。 | 令和4年度中、職員の誤操作等を含めて、1年間で23件の出勤があった。内容は職員のロック失念や、まれに機械の誤作動であり、犯罪に繋がるような事案は1件もなかった。 |
| どのように建物内を監視しているのか。 | 建物内の複数箇所に赤外線センサーを設置して監視している。 |
| 無人施設の警備と仕様書に記載があるが、閉所した保育所も対象なのか。 | 新耐震基準を満たさない保育所がつくば市内に9保育所あり、閉所後も解体するまでは、機械警備を委託している。 |
| 施錠から開錠の機械警備であるが、時間の確約はないということか。 | その通りである。 |
| 今回の落札価格が、次回の設計金額等に与える影響はあるのか。 | それはない。参考見積を3者から徴取し、平均値等から予定価格を設定するため。 |
| 本件の業務は開始しているのか。開始している場合、今年度数か月の実績はどうか。 | 開始している。現在までで1件、作岡保育所で火災報知器が発令したが、落札者は適正に対応した。 |
| 異常があった際の出動までに時間等は仕様書に、どのくらい細かく書かれているのか。 | 25分以内に現地に行くと仕様書に定めている。 |
| 警備のセットは誰がするのか。 | その施設の職員が行う。 |
| <p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> | |